


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市福祉車両貸出事業実施要綱を廃止する要綱について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 主な改正点                  当該要綱は、障害者等に対し、福祉車両を貸し出すことにより、障害者等の社会生活の利便と生活圏の拡大を図る事業として、平成13年に制定したものであるが、平成28年4月から社会福祉協議会に事業を移行するため、実施を定めた要綱を廃止するものである。</p> <p>(2) 施行日                  平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果                  現在と同様の事業を社会福祉協議会で実施するため、利用者に大きな影響はない。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）                  文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）                  特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）                  庁議報告後、速やかに手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。